

令和4年6月9日

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久 殿

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

法務部部長 田近裕之



## 回答書

拝復 貴団体からの2022年5月12日付「質問書」における当社のウェブページ表示につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、当社代表取締役は、2022年4月1日付で有坂順一から室田健志に交替しておりますことを申し添え致します。

(1) 介助者の入会は、介助の内容、程度等を区別せず、例外なく必要なのでしょうか。

例外なく介助者に入会いただいているということではありません。

入会にあたっては、当社の施設責任者と入会希望者及び介助者との間で面談をさせていただき、希望されるご利用方法、必要な介助の内容、程度を確認のうえ、実際に施設での無料の利用体験も行っていただいたうえで、ご本人や介助者の入会をご検討いただいています。

その結果、ご本人のみ入会され、介助者は入会されることなく、フロントやプールまでの付き添いや、簡単な移動のサポートをする形でご利用されているケースもございます。

(2) 介助者の入会にあたっては、介助者も貴社に対する入会金等の支払を要するのでしょうか。もし支払いを要する場合には、その費目及び金額についてご教示ください。

介助者が入会される場合には、通常の会員様と同様の会費を頂きます。ご入会にあたって登録料5,500円（税込）をいただき、利用される施設と利用頻度に応じて異なる月会費を支払っていただきます。金額については利用形態に応じて変わりますが、料金の詳細は以下にございます。

(料金プランについて)

<https://www.konami.com/sportsclub/riyo/fitness/plan/>

(3) 本件表示をウェブページに掲載して、一律にこのような取扱いをしていることを障害者に告知することについては、上記の対応指針の「障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応

することが重要である。」との指摘にかんがみると、やや柔軟性を欠いているようにも受け止められるのですが、貴社において、本件表示をウェブページに掲載するに至った理由、考慮要素等について、ご説明いただけませんでしょうか。

入会希望者によって障害の程度や介助の内容、程度も異なりますので、当社としましては、まずは施設責任者と面談させていただく旨を表示することで、可能な限り、利用者のご希望を踏まえたご利用ができるようにさせていただいております。実際に介助者が入会されずに施設内で付き添っているだけのケースも存在し、具体的状況に応じた対応をさせていただいているとの認識であります。

ただ、介助者が同伴される場合での介助者による施設の利用形態は様々であり、ご自身も一緒にプールに入って同泳されたり、シャワー等を利用されたり、また、単独で施設のマシン等をご利用されることもございますので、施設利用を想定して入会いただく旨を表示しております。

しかしながら、Q&A とはいえ、入会が必須であるかのように誤解を与えかねない回答となっておりまことは貴会のご指摘のとおりですので、本書面での回答に際し、「ご入会いただく必要がある場合もございます。」と改めさせていただく所存であるので、申し添え致します。

以上、宜しくお願ひ申し上げます。

敬 具